

一般競争入札公告

沖縄県下水道事務所が発注する宜野湾浄化センター清掃業務委託について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和 8 年 2 月 13 日

沖縄県下水道事務所長 宮里 政規

1 入札に付する事項

- (1) 件名 宜野湾浄化センター清掃業務委託
- (2) 業務内容 宜野湾浄化センター管理棟ほかの清掃業務
- (3) 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで（24 か月）
- (4) 履行場所 宜野湾浄化センター管理棟及び見学者用トイレ

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 沖縄県庁舎清掃等委託契約に係る一般競争入札参加資格に関する規程（平成 8 年沖縄県告示第 130 号。以下「規程」という。）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者

イ 沖縄県流域下水道管内の市町村（※）に本社又は支店、営業所がある者

ウ 公共施設又は商業施設等の清掃業務を受注し実績がある者

エ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県発注業務等から排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。

※ 流域下水道管内の市町村

那覇市、宜野湾市、浦添市、沖縄市、豊見城市、うるま市、南城市、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町

(2) 入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当する者

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当する者で、知事が定める入札参加停止期間を経過していない者

(3) 資格に関する文書を入手するための手段

沖縄県下水道事務所ホームページからダウンロードして入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

(1) 申請時期

公告の日から令和8年2月27日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

(2) 申請場所

沖縄県下水道事務所 〒901-2221 沖縄県宜野湾市伊佐三丁目12番1号

電話番号 098-898-5988

4 契約条項を示す期間及び場所

(1) 期間

公告の日から令和8年3月9日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

(2) 場所

沖縄県下水道事務所のホームページに掲載する。

5 入札、開札日時及び場所

(1) 入札・開札日時

令和8年3月10日（火曜日）午前10時30分

(2) 場所

沖縄県下水道事務所2階会議室

6 入札保証金

見積もる契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことと証する書類を提出する場合

7 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間

公告の日から令和8年2月26日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

(2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所

沖縄県下水道事務所のホームページに掲載する。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

沖縄県下水道事務所 〒901-2221 沖縄県宜野湾市伊佐三丁目 12 番 1 号

11 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

12 その他必要な事項

- (1) 入札書は、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。郵送、電報及び電送による入札は認めない。
- (2) この入札は、最低制限価格を設定する。
 - ア 最低制限価格の算出方法は、沖縄県財務規則第129条で定める範囲内の額で発注者が定めるものとする。
 - イ 最低制限価格を下回る入札を行った者は失格とする。
- (3) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3及び沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年沖縄県条例第56号）第2条第2号の規定に基づく長期継続契約であり、前記1(3)の履行期間に関わらず、本契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本契約に係る県の歳入歳出予算に減額又は削除があった場合には本契約を解除する。
- (4) 詳細は、入札説明書による。